

他國之船にても、相對次第積申様に可被申付事。

一、竹木其外諸商賣物、奉公人・町人によらず、直段相極數日相過返候儀、非分之至に候。然ば買物之直段相極日限より、三日過候は違篇有之間敷候旨可被申付事。

一、宮腰駄賃馬、惣おしからみ借切事御停止候。自今以後奉公人・地下人によらず、借り付次第たるべし。駄賃直段之儀は今度可爲如御定之事。付り、在郷馬入込に付候様可申付事。

一、宮腰より金澤に相定候駄賃、荷物一駄に付三十貫目宛之積り、請取渡可仕旨可被申付事。

一、宮腰にて米・大豆・鹽・材木以下によらず、濱にて賣買仕候儀、下々勝手次第たるべし。宮腰町人申分無之様可被申付事。

一、公儀御用之儀たるにおいては、奉<sup>(承)</sup>之仁より墨付次第に可被申付事。不及書付申越候仁有之ば、會所被相尋、依返答可被申付候。自然無筋儀を申掠、私曲之輩於有之は、急度相改可被申上候事。

一、他國より相越候かもり舟之かことも居屋敷之事、肝煎

一人に八拾歩、其外は舟一艘分に付而六拾歩宛、被相改、何も一所に有之様に可被申付事。

一、諸奉公人宮腰に致居住、商仕候儀は御停止候事。

一、於御分國中遊女かへ置候儀、堅御停止候。若宮腰町中に猥之儀就有之者、奉公人・地下人によらず搦捕可被指上事。

右被仰出之條々無相違様可被申付候。此外於宮腰御用之品々餘多可有之候條、其時之様子により見計、可然様に可被申付候也。

寛永十六年三月廿二日

横山山城守  
本多安房守

内藤清兵衛殿

### 三四 目安奉行横目勤方之

#### 儀御定

定

一、目安奉行批判之出言、從初日至于落着、一言も不殘、善惡ともに日々可書記。難究儀、算用場之面々其外年寄中に令相談、吟味之次第一々同前可書記置事。

一、右日記之紙面、目安奉行人其外誰々によらず、不可他見事。

一、目安并返答跡書、目安奉行人批判之通、帳面に記可相認置事。

一、目安奉行批判并就訴訟人申分、兩人是非之沙汰一言申出聞敷事。

一、訴訟人舉狀之事、目安奉行於手前或令相滯、或最負偏破之躰所及見聞於有之者、書付可上之事。

一、於目安場、兩人一切裁許之仕合令禁止事。

一、爲横目上者、目安奉行と一切申談儀不可有之、見聞之通可書記事。

右條々存此旨不可違背者也。

寛永廿一年八月六日

御 印

永井 主馬殿

吉田瀬兵衛殿

### 三五 越前より來候奉公人之儀御定

掟

一、於分國中自今以後越前之奉公人抱置儀令停止之。但、越前より走來るもの、他國之名をかり奉公に罷出儀可有之候。於後日越前衆見逢就被相届者、理非に不立入先可相返。申分於有之者、以來彼御家中年寄衆に可申斷事。

一、町人・百姓以下に至迄、越前より走來り候者、一切不可相抱事。付り、此法度以前越前より走來候もの、儀に付而、御理於有之者、如右先相返、追而可申斷事。

一、分國より走、越前に有之もの、儀、諸奉公人・百姓によらず、申分雖有之、理不盡に捕候儀不可有。北庄年寄衆に相理可召還事。

右條々若於違犯之輩者、可爲曲言者也。仍如件。

慶長九年五月十六日

御 判

### 三六 他國金山に罷越候者之儀御定

掟

一、分國中在々所々より、他國金山に罷越候者共、來七月廿日を限不殘可召還。若右之日限已前不罷歸者有之者、其